

(参考 別紙様式)

# 袖ヶ浦市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例

## 第4条第1項の規定により指定する土地の区域（案）に対する意見

令和7年 月 日

|     |      |  |
|-----|------|--|
| 提出者 | 住 所  |  |
|     | 氏 名  |  |
|     | 電話番号 |  |

| ページ・当該箇所 | ご意見等 |
|----------|------|
|          |      |

提出期限 令和7年2月8日（土）から令和7年3月7日（金）まで  
（郵送の場合3月7日必着）

### 提出方法

- ①直接持参 袖ヶ浦市役所中庁舎6階 開発指導準備室窓口
- ②郵 送 〒299-0292  
袖ヶ浦市坂戸市場1番地1  
袖ヶ浦市役所 都市建設部 開発指導準備室
- ③F A X 0438-63-9670
- ④電子メール [sode75@city.sodegaura.chiba.jp](mailto:sode75@city.sodegaura.chiba.jp)

意見等の公表の際は、個人情報である住所・氏名は公表しません。